

孫奭『孟子正義』の成立に関する一考察

井澤 耕 一

一、はじめに

唐代から宋代に至るまでの経学史を通過した場合、特筆すべきものとして唐代初期に編纂された『五經正義』を嚆矢とする、いわゆる「注疏の学」の成立がある。『五經正義』とは、『周易』、『尚書』、『毛詩』、『礼記』、『春秋左氏伝』に対する注疏であり、貞観十二年（六三八）、唐の太宗（六一七—四九在位）の命によって撰定が開始された。そして宋代までにその他八つの経書の疏が作成され、清代には『重刊宋本十三經注疏』として阮元（一七六四—一八四九）によって刊行され、巷間に流布したのであった。

ここで十三經に付された注及び疏（または正義）を挙げてみると次のようになる。⁽¹⁾

『周易正義』十卷 魏・王弼、韓康伯注 唐・孔穎達等正義

『尚書正義』二十卷 前漢・孔安國伝 唐・孔穎達等正義

- 『毛詩正義』七十卷 前漢・毛公伝、後漢・鄭玄箋 唐・孔穎達等正義
 『周礼注疏』四十二卷 後漢・鄭玄注 唐・賈公彦疏
 『儀礼注疏』五十卷 後漢・鄭玄注 唐・賈公彦疏
 『礼記正義』六十三卷 後漢・鄭玄注 唐・孔穎達等正義
 『春秋左伝正義』六十卷 晉・杜預注 唐・孔穎達等正義
 『春秋公羊伝注疏』二十八卷 後漢・何休注 唐・徐彦疏^②
 『春秋穀梁伝注疏』二十卷 晉・范寧注 唐・楊士勛疏
 『論語注疏』二十卷 魏・何晏等注 北宋・邢昺疏
 『孝經注疏』九卷 唐・玄宗明皇帝御注 北宋・邢昺疏
 『爾雅注疏』十卷 晉・郭璞注 北宋・邢昺疏
 『孟子注疏』十四卷 後漢・趙岐注 北宋・孫奭疏

以上の注疏において、従前より疑問視されているのは、『孟子』の疏が本当に孫奭によって編纂されたのかという点である。『四庫全書総目提要』經部・四書類一『孟子正義』の解題を見てみると、『漢趙岐註、其疏は則ち旧本宋孫奭撰と題す』として疑問を呈しており、張心激『偽書通考』（鼎文書局、一九七三年）、鄧瑞全・王冠英『中国偽本綜考』（黄山書社、一九九八年）も偽書と断じている。孫奭（九六二—一〇三三）^③は『孟子疏』の他、『孟子』趙岐注の音義書である『孟子音義』二卷（『通志堂經解』所収）を撰しており、北宋初期の著名な經学者である。果たして

『孟子疏』は本当に彼の名に仮託した偽撰なのだろうか。

そこで本稿では、これまで提起された孫奭疏を偽書とする学説を再検証した上で、その是非を明らかにし、もし偽書であれば、それが何時、誰の手によって成ったのかを検討していく。そしてこの一連の考察を通じて、従前あまり論じてこられなかった、北宋前期における「注疏の学」の動向と孟学の興隆を部分的ではあるが明らかにしていこうと思う。⁽⁴⁾

なお本稿において、孫奭の『孟子疏』を、北宋時代の名称である『孟子正義』と記すことをお断りしておく。

二、歴代の『孟子』解釈書及び北宋前期における新義疏成立について

(一) 歴代の蔵書目録に見える『孟子』解釈書

『孟子正義』の成立を検討する前に、まず唐代までに著された『孟子』及び解釈書を列挙し、さらにそれが蔵書目録において如何に分類されていたのかを明らかにしていく。⁽⁵⁾

現存する最古の目録である『漢書』芸文志・諸子類には「『孟子』十一篇。名軻、鄒人、子思弟子、有列伝」と著録されている。

次に『隋書』経籍志・子部には

『孟子』十四卷 齊卿孟軻撰、趙岐注。

『孟子』七卷 鄭玄注。

『孟子』七卷 劉熙注。梁有孟子九卷、綦母邃撰、亡。

が著録されており、これにより後漢の趙岐、鄭玄、劉熙及び、梁の綦母邃によって『孟子』注が撰されていたことが分かる。⁽⁶⁾

続いて『旧唐書』経籍志・丙部子類・儒家類には

『孟子』十四卷 孟軻撰、趙岐注。

『孟子』七卷 劉熙注。

『孟子』七卷 鄭玄注。

『孟子』七卷 綦母邃注。

が著録されているほか、張鑑伝中にも、彼の著作として『孟子音義』三巻が挙げられている。

また、『新唐書』藝文志・丙部子類・儒家類には、

趙岐注『孟子』十四卷 孟軻。

劉熙注『孟子』七卷

鄭玄注『孟子』七卷

綦母邃注『孟子』七卷

の他、唐人の注として、

陸善経注『孟子』七巻

張鑑『孟子音義』三巻

が著録されている。⁽⁷⁾

そして北宋の慶曆元年（一〇四一）に王堯臣等によって編纂された『崇文總目』卷三・儒家類には、『孟子』十四卷趙岐注、『孟子』七卷陸善経注のほか、唐の咸通年間に（八六〇—七四）林慎思が撰した『統孟子』二巻も著録されている。

以上の記事を分析していくと、『孟子』及び注釈書は、北宋前期に至るまで全て「子」部に分類されており、「経」としての地位を有していなかったことが明らかとなる。これを『論語』、『孝経』、『爾雅』と比較しても、その差は歴然としており、『論語』、『孝経』、『爾雅』は、『漢書』芸文志よりすでに六芸略に属し、『隋書』経籍志においても「経部」に分類されている。

このように「経」として公認されていなかった『孟子』を昇格させたのは、尤表（一一二四—一九三）の『遂初堂書目』が最初であり、その後、趙希弁『讀書附志』（淳祐九年（一二四九）頃成書）や陳振孫（一一七九—一二六二）の『直齋書錄解題』においても「経」として分類されている。⁽⁹⁾ そうなると『孟子』を「経」に昇格させるために、宋代において政治的、学術的な動きが様々あったはずで、本稿で取り上げた『孟子正義』の成立も、そのような時代の潮流によって押し上げられた結果ではないだろうかと思われる。

それを明らかにする糸口として、次節では、真宗（九九七—一〇二二在位）の時代に新義疏を編纂した邢昺、さらに孫奭の事績を明らかにして、北宋前期に新たな義疏が生み出された経緯を史料を基に考察していく。

(二) 北宋前期における新義疏成立

① 邢昺の伝とその事績

邢昺(九三二—一〇一〇)、字は叔明、曹州濟陰(山東省荷沢市)の人。太平興国初年、その才能が太宗に認められ、九経及第に拔擢され、大理評事を授けられ、知秦州塩城監となり、錢二十万を賜った。真宗が即位した咸平元年(九九八) 国子祭酒に任命され、翌年、翰林侍講学士となった。邢昺は詔を受け、杜鎬、舒雅、孫奭、李焘、崔偃、佺らとともに『周礼』、『儀礼』、『公羊』、『穀梁春秋伝』、『孝経』、『論語』、『爾雅』の各義疏を校定する任にあたった。景德二年(一〇〇五) 夏、国子監の書庫に行幸した真宗が、「経書の版木はどれほど所蔵しているのか」と訊ねたところ、邢昺は、「宋初では四千に満たなかったのですが、今は十余万となり、経、伝、正義全てが揃っております。臣が若いころ師について儒学を学んでいました時は、経に疏が備わっているものは百に一二もあらず、それは伝写する資金がなかったためであります。それが今では板本は完備され、家という家全てがそれを持っております。これこそ良い時代にめぐり合わせた儒者の幸福といえましょう」と答えている。また邢昺は、以前宮中に献上した『礼選』二十卷の遺稿を所蔵していなかったため、朝廷より借覽して副本を作ろうと思っていたが、それが完成せぬまま没してしまつた。そこで皇帝は急ぎ写本を二組作らせ、一つを遺族に、もう一つを彼の墓に埋めたのであつた。昺は生前宮中で『孝経』、『礼記』、『論語』、『書』、『易』、『詩』、『左氏伝』の講義を行ったが、その際伝疏をあまねく引用したほか、時事に引きつけて解説し、「深く嘉獎を被」つたのである。以上の記事から、彼が当代一流の経学者であり、その優れた能力によって真宗皇帝から絶対的な信頼を得ていた事が了解できよう。⁽¹⁰⁾

彼の事績で注目すべきは、『論語』、『孝経』、『爾雅』の新たな義疏を編纂したことである。『玉海』巻四十一による

と、咸平三年（一〇〇〇）、『宋史』が記す年代とは異なる）三月癸巳、真宗は、「祭酒邢昺に命じて其の事を代領し、杜鎬、舒雅、李維、孫奭、李慕清、王煥、崔偁、劉士元をして其の事に預らしめ」、賈公彥『周礼』及び『儀礼』、『公羊伝』、楊士勛『穀梁伝』の各疏文を校定させた。そして『論語』、『孝経』、『爾雅』については、従来の義疏をもとに新たな疏を作らせ、翌年『七経義疏』百六十五巻が完成した。この邢昺の一連の働きによって、漢唐訓詁学に基づいた十二経の義疏が集成され、また後に述べる『孟子正義』作成に際しての重要な先河となったのである。

② 孫奭の伝とその事績

孫奭、字は宗古、博州博平（山東省聊城市）人。九経及第となり、莒県主簿となったが、大理評事に昇進して、国子監直講となった。太宗が国子監に行幸した際、『尚書』説命の一節「事古を師とせず、以て克く世を永うするは、説の聞く攸に匪ず」を講説したところ、帝は「此れ至言なり」と感服し、五品服を賜った。真宗が即位すると、龍圖閣待制に抜擢された。奭は経術をもって昇進し、（儒の）道を守ることが旨とし、その発言も皇帝に阿らなかつた。大中祥符元年（一〇〇八）、天書が左承天門に降ると、皇帝をはじめ家臣総出で万歳を唱えたが、奭は『論語』陽貨篇の「天何をか言わん」を引用して崇道にひた走る真宗を批判した。また四年（一〇一一）、汾陰后土を祀ろうとした際にも、奭は天下が早魃に苦しみ、穀物の値段が急騰していることを憂慮し、「夫れ天地神祇は、聰明正直にして、善を作せば之に百祥を降し、不善を作せば之に百殃を降す、未だ専ら籩豆簠簋に事えて、福祥を邀むべきを聞かず。春秋伝（左伝莊公三十二年）に曰う、国の將に興らんとするは民に聴き、將に亡びんとするは神に聴くと。愚臣敢えて妄議するに非ず、惟だ陛下終に裁択を賜わんことを」と上疏した。仁宗が即位すると、翰林侍講学士、知審官院、判国子監となり、『真宗実録』を編集した。皇帝に講論した際、亡国の乱君に話が及ぶと、くりかえし仁宗を諫め正

している。太子少傅として致仕し、卒すると、左僕射を贈られ、宣と諡された。著作として『宋史』本伝には『經典微言』五十卷、『崇祀録』、『秦記図』、『五経節解』、『五服制度』、『律音義』が著録されており、また邢昺、杜鎬らと諸経正義、『莊子』、『爾雅』、『釈文』を校定し、『尚書』、『論語』、『孝経』、『爾雅』の誤謬を考正したとも伝えられている。⁽¹²⁾

孫奭も邢昺と同じく経学に通じた学者でもあり、また崇道に傾倒していった真宗に抗った真の儒者であった。司馬光（一〇一九—一八六）が『涑水記聞』巻四で、「奭の挙動方重にして、議論に根柢有り、詭りて雷同に随うを肯んぜず」と評したのも当然なことであった。

孫奭のような学者であれば、『孟子正義』の編纂者であっても何ら不思議ではないが、ここで筆者が疑問に感ずるのは、『宋史』本伝において『孟子正義』の名が全く見えないという点である。これは邢昺伝に新義疏作成のことが述べられている事と大きく相違しており、『孟子正義』偽托説を裏付ける有力な証拠の一つもなっている。

『孟子正義』偽托説については次章で詳しく検討するが、ここで北宋初期における新義疏作成の経緯について考えてみると、そこには絶対的権力を有した皇帝と優れた儒臣の存在が浮上してくる。前に述べたように、真宗は道教を深く信奉した皇帝ではあったが、一方では儒教も治国の手段として重視しており、⁽¹³⁾例えば大中祥符五年（一〇二二）十月辛酉、「崇儒術論」を作って石に刻み、国学に立てさせた（『宋史』真宗紀三）。また北宋に入って最初に孔子に対する尊崇体制が強化されたのは真宗の治世であり（『宋史』真宗紀及び礼志八を参照）、まさに真宗の「勸学文」の一節、「男兒平生の志を遂げんと欲せば、六経勤めて窓前に向いて読め」のように儒教が尊崇された時代でもあった。そうなるに当時、皇帝が儒臣に新義疏を作成させたのも歴史の必然であり、それは後世、例えば神宗期における王安

石の新注作成にも受け継がれていったのである。ちなみに真宗および孫奭に対して、『四庫全書繪目提要』經部・四書類一『孟子音義』の解題は、「表章の功は、漢に在りては文帝為り、宋に在りては真宗為り、訓釈の功は、漢に在りては趙岐為り、宋に在りては孫奭為り。固より王安石に始まらず、亦た程子に始まらず」と述べて、『孟子』尊崇体制構築の功勞者として高く評価しているが、この言は歴史的事実に則ったものと考えるべきであろう。

三、『孟子正義』偽撰説考証

さて孫奭『孟子正義』が偽書であることを最初に主張したのは、南宋・朱熹（一一三〇—一二〇〇）である。

『孟子疏』は、乃ち邵武（福建省邵武市）の士人の仮作なり。蔡季通（元定、一一三五—一九八、朱熹の親友）其の人を識る。孔穎達の時^{（14）}に当たりて、未だ『孟子』を尚ばずして、只だ『論語』、『孝經』を尚ぶのみ。其の書は全く疏の様^{（14）}に似ず、曾く名物制度を解き出ださず。只だ趙岐の説を纒纏するのみ。

彼の言に拠れば、『孟子正義』の眞の撰者は福建の名もない知識人であり、蔡元定はその人物が誰であるかを知っていたということである。その後、南宋末の王応麟（一二三三—一九六）、清の何焯（一六六一—一七二二）、『四庫全書繪目提要』錢大昕（一七二八—一八〇四）などが偽撰説を提起している。^{（14）}

それでは以下、歴代の『孟子正義』偽撰説を、内容ごとに類別して列挙し、その指摘が妥当なものであるかを考察してみることとする。

① 史書等に『孟子正義』が孫奭によって撰されたという記録が無い。

『孟子正義』について、『宋史』を始めとする孫奭の伝記には、その記述が皆無である。

司馬光は『涑水記聞』巻四において孫奭の事績を詳細に記述しているが、『孟子』に關しては、

（孫奭）力を學に精し、同じ『論語』、『爾雅』、『孝經』の正義を定め、孟軻の書を以て鏤板し、鄭氏の注する所の『月令』を復せんことを請う。

（精力於學、同定『論語』、『爾雅』、『孝經』正義、請以孟軻書鏤板、復鄭氏所注『月令』。）

として、刊刻のみが行われたと記されている。前述したように『宋史』邢昺伝においても、孫奭が邢昺の主導の下、杜鎬、舒雅、李焘清、崔偁佺らと共に、『周礼』、『儀礼』、『公羊』、『穀梁春秋伝』、『孝經』、『論語』、『爾雅』の各義疏を校定したことを述べるのみで、『孟子正義』撰定については全く言及していない。また孫奭伝では、彼の著作として、『崇記録』、『樂記図』、『五経節解』、『五服制度』、『律音義』を著録しているが、ここにも『孟子正義』の名は全く見ることができないのである。

② 宋代の蔵書目録の殆どに著録されていない。

孫奭の著作が初めて著録されたのは、北宋末南宋初の晁公武（一一〇一—一七四頃）⁽¹⁶⁾『郡齋読書志』においてであり、その巻十・儒家類には次のように記されている。

『孟子音義』二卷

右皇朝孫奭等、唐張鎰、丁公著撰する所を采り、参じて其の闕を附益す。古今の『孟子』を注する者、趙氏の外に陸善経有り。奭等趙注を以て本と爲し、其の同じからざる者は、時時兼ねて善経を取る。「子莫中を執る」（尽心上）を謂いて「子等中を執る無し」と爲すの類の如し。大中祥符間書成り、朝に上る。

（右皇朝孫奭等采唐張鎰、丁公著所撰、参附益其闕。古今注『孟子』者、趙氏之外有陸善経。奭等以趙注為本、

其不同者、時時兼取善經。如謂「子莫執中」為「子等無執中」之類。大中祥符間書成、上於朝。

現行の『孟子音義』の該當箇所を見てみると、確かに「子莫執中 陸云子等無執中」となっており、晁氏自身が『孟子音義』を目にしていたことは間違いない。しかしこの目録には『孟子正義』は著録されていないのである。

『孟子正義』を初めて著録したのは、南宋末の陳振孫『直齋書錄解題』であり、卷三・語孟類には、『孟子音義』二巻とともに『孟子正義』十四巻の名が記されている。

まず『孟子音義』の解題において、陳氏は次のように述べている。

龍圖閣學士侍読博平孫奭宗右撰。旧と張鎰、丁公著之が音を爲ること有るも、俱に未だ精當ならず。奭方に詔を奉じて校定し、『正義』を撰集し、遂に音釈を討論し、其の疑滯を疏すき、其の闕遺に備う。既に成りて之を上る。

（龍圖閣學士侍読博平孫奭宗右撰。旧有張鎰、丁公著為之音、俱未精當。奭方奉詔校定、撰集『正義』、遂討論音釈、疏其疑滯、備其闕遺。既成上之。）

これは『孟子音義』序中の「今既奉勅校定、仍據趙注為本。惟是音釈、宜在討論。臣今詳一家撰録、俱未精當。」（中略）疏其疑滯、備其闕遺、集成『音義』二卷」に拠って書かれたものと考えられる。

次に『孟子正義』の解題は、

孫奭撰。序に言う、之が注を爲る者に、趙岐、陸善經有り。其の訓説する所、小や異同有りと雖も、共に趙氏を宗とす。今惟だ趙注に拠りて本と為すと。

（孫奭撰。序言、為之注者、有趙岐、陸善經。其所訓説、雖小有異同、而共宗趙氏、今惟據趙注為本。）

と記されているが、その殆どが『孟子正義』序からの引用である。そもそも陳氏が地方官として、当時出版業先進の

地であつた江南地方に赴いた際、自ら蒐集した書籍を著録したのが、『直齋書録解題』である。⁽¹⁸⁾つまり陳氏の当時、南宋末において『孟子音義』と孫奭撰とされる、『孟子正義』及び『孟子音義』が共に流布しており、陳振孫はそれらを實際に見た上で著録したといえよう。

しかし現存する宋代の蔵書目録のうち、孫奭『孟子正義』を著録しているのが、この『直齋書録解題』のみであり、『郡齋読書志』に『孟子正義』の名が見えないことも又た事実である。それは邢昺の『論語正義』十巻が、『崇文總目』、『遂初堂書目』、『郡齋読書志』、『直齋書録解題』全てに著録されていることと比較しても不自然であり、やはり『孟子正義』が孫奭によって編纂されたという説に対しては疑問をもたざるを得ない。

③ 『孟子正義』序と『孟子音義』序とがほぼ同一である。

次に『孟子正義』序と『孟子音義』序との異同を明らかにしてみる。以下引用する『孟子正義』序中、太字部分は『孟子音義』と同一の箇所、()内は『孟子音義』のみに見える語句である。

朝散大夫尚書兵部郎中充龍圖閣待制知通進銀台司兼門下封駁事兼判國子監上護軍

賜紫金魚袋臣孫 奭 (辭) 撰 (進)

夫摠群聖之道者、莫大乎六經、紹六經之教者莫尚乎孟子。自昔仲尼既沒、戰國初興、至化陵遲、異端並作、僨行肆其詭弁、楊墨飾其淫辭、遂致王公納其謀以紛亂於上、學者循其躔、以蔽惑於下、猶泮水懷山、時昏昏墊、繁蕪塞路、孰可芟夷。惟孟子挺名世之才、秉先覺之志、拔邪樹正、高行厲辭、導王化之源、以救時弊、開聖人之道、以斷群疑。其言精而贖、其旨淵而通、致仲尼之教、独尊於千古、非聖賢之倫、安能至於此乎。其書由炎漢之後、盛伝於世、為之注者則有趙岐、陸善經、為之音(者)、則有張鎰、丁公著。自陸善經已降、其所訓說、雖小有異

同而共宗趙氏。(今既奉勅校定、仍拠趙注爲本。) 惟是音釈、(宜在討論。臣今詳) 二家撰録、俱未精当。張氏則徒分章句、漏落(音義)は「略」頗多。丁氏則稍識指帰、偽謬時有。若非再加刊正、詎可通行。臣與前奉勅(音義)は「謹」与(尚書虞部員外郎) 同判國子監(臣) 王旭、(諸王府侍講太常博士) 國子監直講(臣) 馬龜符、(鎮寧軍節度推官) 國子學說書(臣) 吳易直、(前江陰軍江陰縣尉) 國子學說書(臣) 馮元等、作「音義」二卷、已經進呈。今輒罄淺聞、隨趙氏所說、仰効先儒釈経、爲之正義。凡理有所滞、事有所遺、質諸経訓、与之增明。「音義」は「推究本文、參考旧注、采諸儒之善、削異說之煩、証以字書、質諸経訓、疏其疑滞、備其闕遺、集成「音義」二卷」となっている。雖仰測至旨、莫窮於奧妙、而広伝博識、更俟於發揮、謹上。

こうしてみると、その類似は一目瞭然であり、全体の四分の三以上が全く同じである。また阮元が『孟子注疏校勘記』で指摘しているように、『孟子正義』では、編纂者の寄祿官(俸祿の等級を表す)や「臣」の称号が削除されており、当時の慣例に則していない。⁽¹⁹⁾ このことから『孟子正義』序は、明らかに『孟子音義』序を、辻褁が合うように一部改めたものと結論づけられるだろう。

④ 引用が杜撰である。

朱熹が『孟子正義』偽書説を首唱して以来、常に批判の対象となるのは、引用が杜撰だという点である。余嘉錫は『四庫提要弁証』卷二で詳細に例証しているが、以下『孟子』経文、注、疏を併挙した上で考察してみよう。

(イ) 『孟子』離婁篇上

経文……孟子曰、有不虞之誉。有求全之毀。

注……虞、度也。言人之行、有不虞度其時有名誉而得者、若尾生本与婦人期於梁下、不度水之卒至、遂至没溺而獲

守信之譽。求全之毀者、陳不瞻將赴君難、聞金鼓之聲、失氣而死、可謂欲求全其節而反有怯弱之毀者也。

疏……正義曰、此皆擧『史記』之文而言之也。其事煩、故不重述耳。

『孟子正義』は尾生と陳不瞻は両者共『史記』に見えると述べている。確かに、尾生の名は、『戰國策』燕策、『莊子』雜篇・盜跖篇そして『史記』蘇秦伝に見えている。⁽²⁰⁾一方陳不瞻は、『新序』義勇篇に見える「陳不占」のことだと考えられるが、『史記』においてその名は見えない。⁽²¹⁾よって疏の指摘は誤りということになる。

(ロ)『孟子』離婁篇下

經文……孟子曰、西子蒙不潔、則人皆掩鼻而過之。

注……西子、古之好女西施也。蒙不潔、以不潔汗巾帽而蒙其頭面。面雖好、以蒙不潔、人過之者皆自掩鼻、懼聞其臭也。

疏……正義曰、案史記云、西施越之美女。越王勾踐以獻之吳王夫差、大幸之。每入市、人願見者、先輸金錢一文、是西施也。

『孟子正義』は『史記』を出典としているが、余嘉錫の指摘によれば、それは誤りであり、實際は闕名『瑠玉集』巻十四に収められている挿話である。⁽²²⁾余氏はこの書が疏中に複数回引用されていることを明らかにした上で、このような俗書を引用する『孟子正義』を「是れ直だ兎園冊子（俗書）を視えて枕中の鴻宝となす、其の人の村塾の腐儒たるは、即ち斯に見るべし」と批判している。

以上挙げた論拠から考察した結果、『孟子正義』は孫奭自身の作ではなく、『孟子音義』の撰者として夙に知られていた孫奭の名に仮託した偽撰と結論づけられるだろう。

四、おわりに

前章において、孫奭『孟子正義』が偽書であることが改めて実証された。

それではこの書は何時、誰が、何れの目的で編纂したのであろうか。

まず成書年代の確定だが、南宋初の『郡齋読書記』が『正義』を著録していないことに拠り、南宋以降に成立したと考えられなくもないが、この問題については『金史』選舉志一の次の記事が注目される。

凡養士之地曰國子監、始置於天德三年（一一五二）、（中略）大定六年（一一六六）始置太学、（中略）府学亦大定十六年置、（中略）凡經、『易』則用王弼、韓康伯註、『書』用孔安國註、『詩』用毛萇註、鄭玄箋、『春秋左氏傳』用杜預註、『礼記』用孔穎達疏、『周礼』用鄭玄註、賈公彥疏、『論語』用何晏集註、邢昺疏、『孟子』用趙岐註、孫奭疏、『孝經』用唐玄宗註、『史記』用裴駰註、『前漢書』用顏師古註、『後漢書』用李賢註、『三國志』用裴松之註、及唐太宗『晋書』、沈約『宋書』、蕭子顯『齊書』、姚思廉『梁書』、『陳書』、魏收『後魏書』、李百藥『北齊書』、令狐德棻『周書』、魏徵『隋書』、新旧『唐書』、新旧『五代史』、『老子』用唐玄宗註疏、『荀子』用楊倞註、『揚子』用李軌、宋咸、柳宗元、吳祕註、皆自國子監印之、授諸學校。

これは國子監などの教育機関において使用されたテキストの一覧であるが、金の科擧制度は「遼、宋の制に因」（『金史』選舉志一）っており、經学のテキストとして唐宋の注疏が採用され、『孟子』については「趙岐註、孫奭疏」が選ばれている。金が『孟子正義』を始めたとした經書を獲得したのは靖康の変（一一二六）の頃と思われる⁽²³⁾書籍が成立してから流布するまでにある程度の時間を要することから、『孟子正義』は北宋末には成書していたと見て間違いない。

ないであろう。

次に『正義』の作者とその目的についてだが、前述したように朱熹は邵武（福建省邵武市）の「士人」、余嘉錫は「村塾の腐儒」と述べ、郷村の名もない知識人の手によって編纂されたと主張している。序の作成の仕方や疏の乱れから考察すると十分首肯できる説だが、それでは彼らは一体何のために『孟子正義』を作成したのであるか。この点に関して、何焯が「其の人蓋し兎園塾師の下なる者にして、議論多く王学新学に依附す、熙寧以後の人なり」と述べている。²⁴『孟子正義』が王安石（一〇二一—一〇八六）の新学に依拠していることについては、即座に肯定できかねるが、新法派が権力を掌握していた時代に、『孟子』が科挙科目に「兼経」として採用され、『統資治通鑑長編』巻二百二十、熙寧四年（一〇七二）二月丁巳朔、また孟子が孔子廟に配享された（『統資治通鑑長編』巻三百四十五、元豊七年（一〇八四）五月壬戌）ことからすると、王学の伸長が『孟子正義』編纂のきっかけになったとする余地は十分であろう。何焯は『孟子正義』の編者を王学に与した者と主張しているが、筆者は逆に王学派による『孟子』解釈書の流布に対抗するために編纂されたと考える。なぜなら王安石を始め、長子の雱、弟子の許允成はそれぞれ自ら『孟子』解釈書を撰しており（『郡齋讀書志』巻十・儒家類）、わざわざ旧来の注疏に頼る必要はなかったからである。それよりも王学に与しない者が北宋初の著名な経学者に仮託して權威づけをし、科挙における勢力を保とうとしたと考えるほうが自然ではないだろうか。この問題についてはより詳細な検討が必要だが、ひとまずはその可能性が高いことを指摘しておきたい。

今回、筆者は『孟子正義』の成立に焦点を当てて論を進めていったが、たとえそれが偽撰であっても一旦成った以上は、経書を理解する書として相当の価値を有し、広く流伝していったことは間違いない。その流伝についても考察

すべきだか、それは今後の課題として稿を改めて論じてみたい。

注

- (1) 『重刊宋本十三經注疏』総目録及び野間文史『五經正義の研究——その成立と展開』(研文出版、一九九八年)序説第一章を参照した。
- (2) 『春秋公羊伝疏』の成立年代および作者については、従前より議論紛々としており、たとえば重澤俊郎氏は「公羊伝疏作者時代」(『支那学』六一四、一九三二年)で、「若し徐彦をして南朝又は隋唐の人ならしむれば豈に此の事有らむや。以て北朝の人と為して理始めて通ず」、「徐彦若し隋唐南北一統の世に生るれば自ら斯の如きの言を為さざらむ」と述べて北朝人によって作られたと述べている。
- (3) 『孟子音義』の成書については、福木滋久「孫奭『孟子音義』の音韻的特徴について」(『漢学研究』三十四、一九九六年)を参照。
- (4) 宋代における『孟子』の「升経」については、近藤正則「程伊川の『孟子』の受容と衍義」(汲古書院、一九九六年)、馮曉庭「宋初経学発展述論」(万巻楼、二〇〇一年)、小島毅「新学再考」『孟子』的経書与「礼」学」(『宋代経学国際研究會論文集』中央研究院中国文哲研究所、二〇〇六年)、周淑萍「南宋孟学研究」(人民出版社、二〇〇七年)などの論考があり、特に小島論文は本稿作成に際して大いに参照した。また『孟子正義』に関する論考としては、董洪利「『孟子正義』与孫奭『孟子』学」(『宋代文化研究』十五、四川大学出版社、二〇〇八年)があるが、通説の紹介のみで、孫奭偽托説に關して論者の新たな見解は提起されていない。
- (5) 歴代の『孟子』解釈書については、林漢仕が『孟子探微』(文史哲出版社、一九七八年)第七篇「孟子這本書和注疏」において、詳細に論じている。
- (6) 清・馬国翰『玉函山房輯佚書』経編・孟子類には後漢の注釈として、趙岐、鄭玄、劉熙の他、程会『孟子程氏章句』一卷、高誘『孟子高氏章句』一卷を輯佚されている。また同書では、綦母邃を「晋人」としている。
- (7) 清・馬国翰『玉函山房輯佚書』経編・孟子類には唐人の注として、陸善経、張鎰の他、丁公の『孟子丁氏手音』一卷が輯佚されている。

- (8) 陳振孫の生卒年については、武秀成『陳振孫評伝』（南京大学出版社、二〇〇六年）第一章の考証に拠る。
- (9) ちなみに『宋史』芸文志は、『孟子』及びその注釈書を子部・儒家類に著録している。
- (10) 邢員の事績については、麓保孝『北宋に於ける儒学の展開』（書籍文物流通会、一九六七年）第四章第二節も参照。
- 『宋史』邢員伝中、本文で取り上げた箇所を以下原文で挙げる。
- 邢員、字叔明、曹州濟陰人。太平興國初、擢五經、廷試日、召升殿講師、比二卦、又問以群經發題、太宗嘉其精博、擢九經及第、授大理評事、知秦州塩城監、賜錢二十萬。（中略）真宗即位、（中略）咸平初、改國子祭酒。二年、始置翰林侍講學士、以員為之。受詔与杜鎬、舒雅、孫興、李森清、崔偃佺等校定『周礼』、『儀礼』、『公羊』、『穀梁春秋伝』、『孝経』、『論語』、『爾雅』義疏、及成、並加階勳。（中略）景德二年、（中略）是夏、上幸國子監閱庫書、問員經版幾何、員曰、国初不及四千、今十余万、經、伝、正義皆具。臣少從師業儒時、經具有疏者百無一二、蓋力不能伝写。今板本大備、士庶家皆有之。斯乃儒者逢辰之幸也。上喜曰、国家雖尚儒術、非四方無事何以及此。（中略）初、雍熙中、員撰『礼選』二十卷獻之、太宗探其帙、得文王世子篇、觀之甚悦、因問術紹欽曰、員為諸王講説、曾及此乎。紹欽曰、諸王常時訪員経義、員每至發明君臣父子之道、必重複陳之。太宗益喜。上嘗因内閣暴書、覽而称善、召員同觀、作『礼選贊』賜之。員言、家無遺稿、願得副本。上許之。繕録未畢而員卒、亟詔写二本、一本賜其家、一本俾置家中。員在東宮及内庭、侍上講『孝経』、『礼記』、『論語』、『書』、『易』、『詩』、『左氏伝』、輒伝疏敷引之外、多引時事為喻、深被嘉獎。
- (11) 『論語』は梁・皇侃（四八八—五四五）、『孝経』は唐の元行冲、『爾雅』は孫炎、高理の各疏に基づいたとされる。しかし野間文史氏は「邢員『論語正義』について」（『五経正義の研究——その成立と展開』研文出版、一九九八年）において、『論語』疏が皇侃疏はもとより、『五経正義』などさまざまな文献を採用していること、また「邢員『爾雅疏』について」（同右）において、『爾雅疏』が『毛詩正義』及び『春秋正義』を中心に材料を収集したことを指摘している。なお『孝経疏』についても、清・王鳴盛（一七二〇—一九七）以降、現行の疏は元行冲疏を基本とし、邢員らが少く、整理を加えたものであるという説が主流となっている（古勝隆一『中國中古の學術』研文出版、二〇〇六年、三〇五、三〇六頁）。
- (12) 孫興の事績については、麓保孝『北宋に於ける儒学の展開』（書籍文物流通会、一九六七年）第四章第二節も参照。
- 『宋史』孫興伝中、本文で取り上げた箇所を以下原文で挙げる。
- 孫興、字宗古、博州博平人。（中略）九経及第、為莒県主簿、上書願試講説、遷大理評事、為國子監直講。太宗幸國子監、

召喚講書、至事不師古、以克永世、匪說攸聞。帝曰、此至言也。商宗乃得賢相如此耶。因吞嗟久之。賜五品服。真宗以為諸王府侍說。會詔百官軼對、與上十事。判太常禮院、國子監、司農寺、累遷工部郎中、權龍圖閣待制。與以經術進、守道自處、即有所言、未嘗阿附取悅。大中祥符初、得天書於左承天門、帝將奉迎、召宰相對崇政殿西廡、王旦等曰、天賜符命、實盛德之応。皆再拜稱萬歲。又召問與、與對曰、臣愚、所聞天何言哉、豈有書也。帝既奉迎天書、大赦改元、布告其事于天下、築玉清昭応宮。是歲、天書復降泰山、帝以親受符命、遂議封禪、作札案。王欽若、陳堯叟、丁謂、杜鎬、陳彭年皆以經義左右附和、由是天下爭言符瑞矣。四年、又將祀汾陰、是時大旱、京師近郡穀踊貴。(中略)(與)又上疏曰、(中略)夫天地神祇、聰明正直、作善降之百祥、作不善降之百殃、未聞專事蓮豆箠篋、可邀福祥。春秋伝曰、國之將興聒於民、將亡聒於神。愚臣非敢妄議、惟陛下終賜裁折。(中略)仁宗即位、宰相請折名儒以經術侍講說、乃召為翰林侍講學士、知審官院、判國子監、修「真宗實錄」。丁父憂、起復、兼判太常寺及禮院、三遷兵部侍郎、龍圖閣學士。每講論至前世乱君亡國、必反覆規諷。(中略)以太子少傅致仕。疾甚、(中略)卒、(中略)贈左僕射、諡曰宣。(中略)常撰五經切於治道者、為「經典微言」五十卷。又撰「崇祀錄」、「案記圖」、「五經節解」、「五服制度」。嘗奉詔與邢昺、杜鎬校定諸經正義、「莊子」、「爾雅」、「積文」、考正「尚書」、「論語」、「孝經」、「爾雅」謬誤及「律音義」。

(13) 賈海濤「北宋「儒術治國」政治研究」(齊魯書社、二〇〇六年)第一章參照。

(14) 以上各學說を原文で挙げる。

「朱子語類」卷十九

「孟子疏」、乃邵武士人假作。蔡季通識其人。當孔穎達時、未尚「孟子」、只尚「論語」、「孝經」爾。其書全不似疏樣、不曾解出名物制度、只繞纏趨岐之說耳。 璩。

王心麟「困學紀聞」卷八・孟子

「正義」序云孫奭。「崇文總目」、「館閣書目」、「說書志」皆無之。乃邵武士人作。不解名物制度、其書不似疏。

「困學紀聞」卷八・孟子所収の何焯箋

偽疏直取宣公「音義」之序、稍亂教語。豈有為之「正義」。体大力艱、反僮同附贅者乎。其人蓋兎園塾師之下者、議論多依附王學新學、熙寧以後人也。

「四庫全書總目提要」經部三十五・四書類一「孟子正義」十四卷

其疏雖稱孫奭作、「朱子語類」則謂邵武士人假托、蔡季通識其人。今考「宋史」邢昺傳、稱昺於咸平二年受詔与杜鍋、舒雅、孫奭、李慕清、崔僊佺等校定「周禮」、「儀禮」、「公羊」、「穀梁春秋傳」、「孝經」、「論語」、「爾雅」義疏、不云有「孟子正義」。「涑水紀聞」載昺所定著、有「論語」、「孝經」、「爾雅」正義、亦不云有「孟子正義」。其不出昺手、確然可信。其疏皆敷衍語氣、如鄉塾講章、故「朱子語類」謂其疏全不似疏体、不曾解出名物制度、只纒纏趙岐之說。至岐注好用古事爲此、疏多不得其根柢。如注謂非礼之礼、若陳質娶妻而長拜之、非義之義、若藉交報讎、此誠不得其出典。案藉交報讎、似謂藉交游之力以報讎、如朱家、郭解、非有人姓名交也。疑不能明、謹附識於此。至於單豹養其內而虎食其外、事出「莊子」、亦不能學、則弃陋太甚。朱彝尊「經義考」摘其欲見西施者人輸金錢一文事、詭稱「史記」。今考註以尾生爲不虞之甚、以陳不瞻爲求全之毀、疏亦並稱「史記」。尾生事實見「莊子」、陳不瞻事實見「說苑」。案「說苑」作陳不占、蓋古字同音假借。皆「史記」所無。如斯之類、益影撰無稽矣。以久列學官、姑仍旧本錄之爾。

錢大昕「十駕齋養新錄」卷三「孟子正義非孫宣公作」

「孟子正義」、朱文公謂邵武士人所作。卷首載孫奭序一篇、全錄「音義」序、僅添三四語耳。其淺妄不學如此。晁公武「讀書志」有孫奭「音義」而無「正義」、蓋其時偽書未出、至陳振孫「書錄解題」始並載之。馬端臨「經籍考」並兩書爲一條、云「孟子音義正義」共十六卷、引晁氏曰、皇朝孫奭等采唐張鎰、丁公著所撰、參附益其闕。古今注「孟子」者、趙氏之外有陸善經。奭撰「正義」以趙注爲本、其不同者、時時兼取善經。如謂「子莫執中」爲「子等無執中」之類。今考「子等無執中」之說初不載于「正義」、唯「音義」有之。馬氏既不能弁「正義」之偽托、乃改竄異語以實之、不知晁「志」本無「正義」也。

(15) 「涑水記聞」卷四には「崇祿録」、「案記凶」、「五經節解」のほか「五服年月」が著録されている。

(16) 晁公武の生卒年については、郝潤華「晁公武評伝」(南京大學出版社、二〇〇六年)第一章の考証に拠る。

(17) 「玉海」卷四十三「景德校諸子」(大中祥符五年)十月、校「孟子」。孫奭等言、「孟子」有張鎰、丁公著二家撰録、今采衆家之長、爲「音義」二卷。是年四月以進「および」「宋会要輯稿」崇禰四(大中祥符五年)十月、詔國子監校勘「孟子」。直講馬龜符、馮元、說口吳易直同校勘、判國子監、龍圖閣待制吳(孫の誤り)奭、都虞員外郎王勉覆校、内侍劉崇超領其事。奭等言、「孟子」旧有張鎰、丁公著二家撰録、文理舛互。今采衆家之善、削去異端、仍依「經典積文」刊「音義」二卷。是年四月以進。詔兩制与丁謂看詳、乞送本監鑄板」により、「孟子音義」の成書年代は大中祥符五年十月と確

定できる。

- (18) 倉石武四郎述「目錄字」(汲古書院、一九七九年)一〇六一—一〇八頁、清水茂「中国目錄字」(筑摩書房、一九九一年)五八頁、注(8)所掲武秀成著作書第一章、第二章参照。
- (19) 王国維「五代兩宋監本考」卷中には北宋監本の解題、序跋などが収録・解説されているので参照。
- (20) 「四庫全書総目提要」經部・四書類一「孟子正義」は「今考註以尾生為不虞之蒼、以陳不瞻為求全之毀、疏亦並稱『史記』、尾生事実見『莊子』」と指摘しているが、本文で述べているようにそれは誤りである。
- (21) 陳不瞻の特定は、段玉裁「經韻樓集」卷四「補孟子疏一則」の考証に拠った。ちなみに「四庫全書総目提要」經部・四書類一「孟子正義」は「陳不瞻事実見『說苑』」と指摘しているが、それは「新序」の誤りである。
- (22) 闕名「瑠玉集」卷十四「西施越之美女也。越王勾踐以獻吳王夫差、甚愛幸之。西施曾在市、人欲見者、乃輸金錢一文、方始得見。出「吳越春秋」及史說」。注釈者がこの挿話の典故を「史記」と誤ったのは、文末の「史說」を誤読したためである(余嘉錫「四庫提要弁証」卷二)。
- (23) 徐夢莘「三朝北盟會編」卷九十八所引の趙子砥「燕雲錄」「靖康丙午(元年)冬、金人既破京城(開封)、當時下鴻臚寺取經千七百片」、靖康要録」卷十五(靖康二年二月)二日、(中略)虜圖明堂九鼎、觀之不取、止索三館文籍圖書、國子監書板」を参照。
- (24) 注(14)所引の「困学紀聞」何焯箋を参照。